

答 申 書

上総第322号
平成29年2月28日

平成29年2月1日付け上総第299号による諮問について、審査の結果、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

当該個人情報取扱事務は、個人情報の収集・及び外部提供について特に必要があるものと認める。なお、個人情報の取り扱いに当たっては、上三川町個人情報保護条例の趣旨に則り、本告示された上三川町有自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱のとおり適切に運用されたい。

第2 諮問事案の概要

実施機関が平成29年2月1日付けで行った諮問「上三川町が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について」について、審査会に見解を求めるもの。